

# 第149期

## 定時株主総会招集ご通知

### 日 時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時

### 場 所

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号  
ANAクラウンプラザホテル大阪  
4階 平安の間

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。

また、上記趣旨に鑑み、ご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

### 目 次

■ 第149期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	27
計算書類	36
監査報告書	44
■ 株主総会参考書類	50
第1号議案 剰余金の処分の件	50
第2号議案 取締役6名選任の件	51
第3号議案 監査役1名選任の件	58
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	59
第5号議案 取締役賞与支給の件	61

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号  
**ダイビル株式会社**  
代表取締役 園部俊行  
社長執行役員

## 第149期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第149期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号  
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間

### 3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第149期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第149期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 取締役賞与支給の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月23日（水曜日）午後5時までにご行使下さい。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.daibiru.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

#### <株主様へのお願い>

- ◎ご来場の株主様におかれましては、マスクのご持参、ご着用等の対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎会場の座席は、間隔を空けた配置といたしますので、十分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当社役員および株主総会の運営スタッフは、事前に検温し体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎株主様のご滞在時間をできるだけ短縮するため、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本定時株主総会の会場および運営方法について、変更する可能性がございます。変更が発生した場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.daibiru.co.jp/>）にその内容を掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

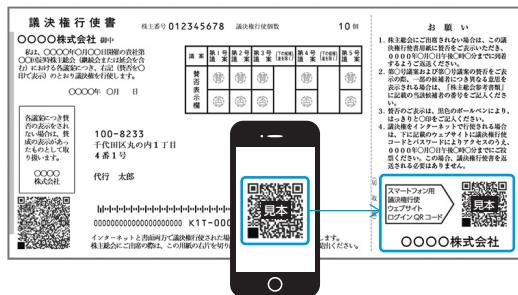
行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時

1. 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## スマートフォン等でQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

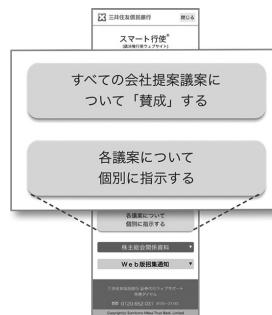


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、次頁に記載の「議決権行使ウェブサイト」へアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、「議決権行使ウェブサイト」へ遷移できます。



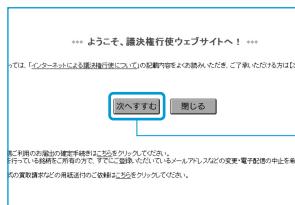
※議決権行使書はイメージです。

# 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

ウェブ行使

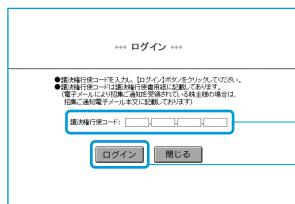
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

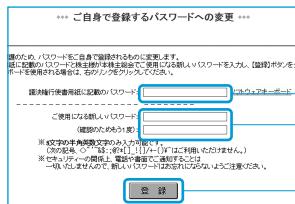
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時~午後9時)

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## その他のお問い合わせ

1. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引先の証券会社へお問い合わせください。
2. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行 証券代行部  
電話番号: 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時~午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大、二度におよぶ政府による緊急事態宣言の発令等を受け、長期に亘り、企業活動や個人行動に大きな制約が課されました。多くの企業において既存のビジネスモデルの継続が困難となり、ニューノーマルに向けた対応力が、大きく試される1年となりました。

オフィスビル業界におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応策として、テレワークやオンライン会議などの新しい働き方が急速に普及し、企業がオフィスの在り方を見直す機運が高まりました。東京・大阪ともに各ビジネス地区では、年度後半頃より空室率が上昇し、賃料水準も弱含み傾向となっております。

こうした状況の下、当社グループは、お客様の安心・安全を第一に、新型コロナウイルス感染症対策等を木目細かく行いながら、ビル管理品質向上活動にも継続して取り組み、競合ビルとの差別化を図ってまいりました。こうした顧客目線に立ったテナントサービスを提供し続けることで、高水準の入居状況を維持すると共に、賃料水準の適正化を図り、営業収益の拡大に努めました。一方で、新型コロナウイルス感染症により、営業活動に多大な影響を受けた一部商業テナントに対しては、賃料の支払い猶予、減免等を行いました。

中期経営計画の進捗については、重点施策のうち、「海外事業の推進」において、豪州シドニー中心地区のオフィスビル開発プロジェクト「275 George Street」（地上15階、地下3階、貸床面積7,298㎡）が昨年12月に竣工いたしました。また、「既存アセットの競争力維持・強化」では、「御堂筋ダイビル」の建替計画が順調に進捗し、本年3月から解体工事に着手しております。更に「ビル管理事業の強化・拡大」では、グループ会社である商船三井興産株式会社が、株式会社ノワテックを昨年8月に買収し事業の拡大を図るとともに、同社のノウハウを生かした次なるステップへの布石といたしました。

事業別の業績は次のとおりであります。

#### ①土地建物賃貸事業

「BiTO AKIBA」や「ダイビルPIVOT」等の収益寄与等により、営業収益は33,544百万円と716百万円（前期比2.2%）の増収となりました。また、修繕費、管理委託料、固定資産税および減価償却費の増加等により営業費用は増加いたしました。

#### ②ビル管理事業

新型コロナウイルス感染症拡大を受け一部の物件を営業休止又は縮小したこと等により、営業収益は8,661百万円と485百万円（前期比5.3%）の減収となりました。

### ③その他

工事請負高の減少等により、営業収益は703百万円と138百万円（前期比16.4%）の減収となりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、営業収益は42,909百万円と92百万円（前期比0.2%）の増収、営業利益は12,101百万円と540百万円（前期比4.7%）の増益となりました。

営業外損益では受取配当金は減少いたしました。社債発行費と支払利息の減少および営業利益の増益を受け、経常利益は11,672百万円と813百万円（前期比7.5%）の増益となりました。

特別損益につきましては、当期は特別利益として投資有価証券売却益707百万円、特別損失として建替関連損失114百万円、固定資産除却損25百万円を計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は8,437百万円と505百万円（前期比6.4%）の増益となりました。

## 2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の開始や、一旦落ち込んだ企業業績の一部持ち直し等から、緩やかな景気回復への期待が高まりつつありますが、感染の再拡大による経済停滞の長期化懸念は未だ拭いきれず、当面、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

オフィスビル業界におきましては、コロナ禍がもたらすテナントニーズの変化に、適切に対応することが、喫緊の課題として求められております。

当社グループといたしましては、経営環境の変化を見極めつつ、中期経営計画の重点施策を押し進め、業容の拡大に努めてまいります。

特に「投資対象の拡充」では、札幌市の「ダイビルPIVOT」等について、引き続き再開発を検討してまいります。「海外事業の推進」では、昨年12月に竣工した豪州シドニーの「275 George Street」の安定稼働を図ると共に、既にオフィスビル2棟を運営するベトナムにおいても、次なる新規案件の検討を進めてまいります。

また「既存アセットの競争力維持・強化」では、解体工事に着手した「御堂筋ダイビル」と並行して、「八重洲ダイビル」につきましても、建替に向けた準備を計画通り進めてまいり所存であります。

株主各位におかれましては、なにとぞ今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

#### (1) 当期中に竣工した建物

名称	所在地	構造	貸床面積	工期
275 George Street	豪州 シドニー市	鉄筋コンクリート造 地上15階 地下3階	7,298㎡	2019年6月～ 2020年12月

#### (2) 当期中に除却した建物

名称	所在地	構造	延床面積	除却年月
御堂筋ダイビル	大阪 中央区	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階 地下3階	13,399㎡	2021年1月

#### (3) 建設予定の建物

名称	所在地	構造	延床面積	工期
御堂筋ダイビル 建替計画	大阪 中央区	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上20階 地下1階	約20,300㎡	2021年12月予定～ 2023年度予定

当期は、「275 George Street」の建設工事および既存ビルのリニューアル工事等合計9,041百万円の設備投資を行いました。

### 4. 資金調達の状況

当期は、設備資金および長期借入金返済資金に充当するため、長期借入金により200億円を資金調達いたしました。

## 5. 財産および損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	期別	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
営業収益		百万円 40,400	百万円 40,637	百万円 42,817	百万円 42,909
経常利益		百万円 10,640	百万円 9,953	百万円 10,858	百万円 11,672
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 7,260	百万円 6,993	百万円 7,932	百万円 8,437
1株当たり当期純利益		62円25銭	59円96銭	68円02銭	73円08銭
総資産		百万円 351,291	百万円 364,754	百万円 383,426	百万円 393,928
純資産		百万円 157,673	百万円 155,728	百万円 157,827	百万円 167,346

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

### (2) 当社の財産および損益の状況の推移

項目	期別	第146期 (2018年3月期)	第147期 (2019年3月期)	第148期 (2020年3月期)	第149期 (2021年3月期)
営業収益		百万円 28,848	百万円 28,561	百万円 30,361	百万円 31,069
経常利益		百万円 9,551	百万円 9,554	百万円 9,913	百万円 11,256
当期純利益		百万円 6,712	百万円 6,885	百万円 7,426	百万円 8,490
1株当たり 当期純利益		57円55銭	59円04銭	63円68銭	73円54銭
総資産		百万円 342,690	百万円 356,763	百万円 375,601	百万円 382,830
純資産		百万円 152,861	百万円 151,446	百万円 153,496	百万円 162,940

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社商船三井であり、当社の株式59,527千株（持株比率51.91%（自己株式数を控除して算出））を所有しております。当社と同社との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率
商船三井興産株式会社	300百万円	51.0%
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	17百万円	51.0% (49.0%)
興産管理サービス株式会社	20百万円	—% (100.0%)
興産管理サービス・西日本株式会社	14百万円	—% (100.0%)
株式会社丹新ビルサービス	20百万円	—% (100.0%)
西日本総合設備株式会社	10百万円	—% (100.0%)
株式会社ノワテック	20百万円	—% (100.0%)
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	124,203百万 ベトナムドン	—% (100.0%)
Daibiru CSB Co., Ltd.	349,000百万 ベトナムドン	—% (99.0%)
Daibiru Australia Pty Ltd	230百万豪ドル	100.0%

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内は、子会社の所有する出資比率を外数で表示しております。  
 2. 国内の子会社7社の主要な事業内容は、いずれもビル管理事業であります。  
 3. 株式会社ノワテックは、同社株式を商船三井興産株式会社が2020年8月4日付で取得したものであります。  
 4. Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.はサイゴン・タワー(ベトナム ホーチミン市)を、Daibiru CSB Co., Ltd.はコーナーストーン・ビルディング(ベトナム ハノイ市)を、それぞれ所有・賃貸しております。  
 5. Daibiru Australia Pty Ltdはユニット・トラストMargaret George Investment Trustを通じて、275 George Street (豪州 シドニー市) を、所有・賃貸しております。

## 7. 主要な事業内容

主要な事業	内 容	2021年3月期	
		営業収益	構 成 比
		百万円	%
土地建物賃貸事業	オフィスビル、ホテル、マンション等の賃貸	33,544	78.2
ビル管理事業	オフィスビル等の総合管理業務	8,661	20.2
その他	建築、設備の設計監理・請負工事・工事管理他	703	1.6
合 計		42,909	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 8. 主要な営業所

会社名	名称	所在地
ダイビル株式会社	本社	大阪市北区
	大阪営業部	大阪市北区
	東京営業部	東京都千代田区
	札幌事業室	札幌市中央区
	ベトナム駐在員事務所	
	ホーチミンオフィス	ベトナム ホーチミン市
	ハノイオフィス	ベトナム ハノイ市
商船三井興産株式会社	本社	東京都中央区
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	本社	大阪市北区
興産管理サービス株式会社	本社	東京都中央区
興産管理サービス・西日本株式会社	本社	大阪市北区
株式会社丹新ビルサービス	本社	京都府福知山市
西日本総合設備株式会社	本社	神戸市灘区
株式会社ノワテック	本社	埼玉県深谷市
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン市
Daibiru CSB Co., Ltd.	本社	ベトナム ハノイ市
Daibiru Australia Pty Ltd	本社	豪州 シドニー市

## 9. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比
2,457名	-131名

(注) 従業員数は就業人数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
86名	+7名	39歳9カ月	11年0カ月

(注) 従業員数は就業人数で他社への出向者16名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先

借入先	当期末借入残高
シンジケートローン	60,600 百万円
株式会社日本政策投資銀行	8,000
日本生命保険相互会社	937

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 114,653,765株 (自己株式397,284株を除く。)
3. 株 主 数 3,698名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社商船三井	59,527 千株	51.91 %
株式会社三井住友銀行	5,730	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,644	4.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,600	4.01
関西電力株式会社	2,953	2.57
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,784	1.55
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,154	1.00
THE BANK OF NEW YORK 133972	854	0.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	790	0.68
株式会社住友倉庫	772	0.67

- (注) 1. 株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	18,800 株	5 名

## 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の拡充および資本効率の向上をはかるため、2020年4月30日の取締役会決議に基づき、2020年5月7日から12月23日の間、東京証券取引所における市場買付により、200万株（発行済株式総数に対する割合は1.71%）の自己株式を総額2,265,127,138円で取得いたしました。

その後、2021年3月26日の取締役会決議に基づき、2021年3月31日付で自己株式180万株を消却しております。

## Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	代表取締役 専務執行役員	総務部、人事部、内部監査室担当
田中 健輔	取締役 常務執行役員	不動産開発室、東京営業部、札幌事業室担当、 特命事項(札幌プロジェクト)担当
太田 威彦	取締役 常務執行役員	経営企画部、海外事業部担当、IR担当
對中 秀樹	取締役 常務執行役員	建設・技術統括部担当、特命事項（御堂筋ダイビル建替え、八重洲 ダイビル建替え）担当
大井 篤	取締役	
宮野谷 篤	取締役	
堀口 英夫	常勤監査役	
田中 宏	監査役	
妙中 茂樹	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち大井 篤および宮野谷 篤の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち田中 宏および妙中 茂樹の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 大井 篤および宮野谷 篤ならびに監査役 田中 宏および妙中 茂樹の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 2020年6月25日開催の第148期定時株主総会において、對中 秀樹氏は、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 常勤監査役 堀口 英夫氏は、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、監査役 妙中 茂樹氏は公認会計士として幅広い実務経験と知見を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2020年6月25日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって、取締役 矢田 豪男氏は任期満了により、常勤監査役 西口 美廣氏は辞任によりそれぞれ退任いたしました。
8. 2021年3月31日付で、取締役 田中 健輔氏は辞任により退任いたしました。
9. 2021年4月1日付の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の異動後の状況は、次のとおりであります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
丸山 卓	専務執行役員	経営企画部担当、 海外事業部、不動産開発室、大阪営業部、東京営業部管掌
成田 純一	代表取締役 専務執行役員	システム室、内部監査室担当、総務部、人事部管掌

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
太田 威彦	取締役 常務執行役員	海外事業部、不動産開発室、営業企画部担当 経営企画部副担当
對中 秀樹	取締役 常務執行役員	建設・技術統括部担当、特命事項（御堂筋ダイビル建替え、八重洲ダイビル建替え）担当
林 洋一	常務執行役員	総務部、人事部担当、財務・経理部管掌
山田 一彦	常務執行役員	大阪営業部、東京営業部、札幌事業室担当 特命事項（御堂筋ダイビル建替え、八重洲ダイビル建替え）副担当
関口 健一	執行役員	財務・経理部担当、財務・経理部長委嘱
友田 慶	執行役員	不動産開発室、札幌事業室副担当、東京営業部長委嘱
多賀 秀和	執行役員	営業企画部副担当、経営企画部長委嘱、IR担当
矢田 豪男	グループ 執行役員	ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
田中 健輔	グループ 執行役員	商船三井興産株式会社 代表取締役社長執行役員

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	246	164	67	14	8
（うち社外取締役）	（ 18 ）	（ 18 ）	（ - ）	（ - ）	（ 2 ）
監査役	46	46	（ - ）	（ - ）	4
（うち社外監査役）	（ 16 ）	（ 16 ）	（ - ）	（ - ）	（ 2 ）
合計	293	211	67	14	12
（うち社外役員）	（ 35 ）	（ 35 ）	（ - ）	（ - ）	（ 4 ）

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 報酬等の総額および対象となる役員の員数には、2020年6月25日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。  
 3. 報酬等の額には、第149期定時株主総会において決議予定の取締役賞与と金を含んでおります。  
 4. 非金銭報酬等については、2020年6月25日開催の第148期定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

## (2) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。

決定方針の決定にあたっては、取締役会において2回にわたる審議を行い、2021年2月26日開催の取締役会において、決定方針を決議いたしました。

### ②決定方針の内容

決定方針の内容は、次のとおりであります。

#### (a) 月額報酬

取締役の基本報酬は固定の月額報酬とし、中長期的な安定拡大を目指す当社事業の特性を踏まえ、役位および担当に応じ安定的な水準を支給する。個人別の月額報酬は、取締役会議長が報酬案を作成し、「ガバナンス諮問委員会」に諮ったうえで決定する。

#### (b) 業績連動報酬等（賞与）

取締役（社外取締役を除く。）に対する賞与は、業績と連動し、役位および担当ならびに個人別の業績評価を反映することとし、取締役会議長が案を策定し、当該事業年度に係る定時株主総会の決議を経て、その総額を決定する。賞与案の策定にあたっては、「ガバナンス諮問委員会」に諮り定めた算定式を用いて算出する。個人別の賞与額は、社長執行役員が決定し、毎年一定の時期に支給する。

#### (c) 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、上記月額報酬および賞与とは別枠で、毎年一定の時期に支給する。個人別の株数は、社長執行役員が、「ガバナンス諮問委員会」に諮ったうえで役位ごとに定めた内規に従い決定する。

#### (d) 上記 (a) 月額報酬 ((b)、(c) 以外の報酬等)、(b) 業績連動報酬等または (c)

非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
数値目標と実績が一致した場合の月額報酬、賞与（個人の業績評価前）、譲渡制限付株式（2020年導入時過去5年間平均株価ベース）の比率は、概ね65：25：10とする。

## (3) 取締役以外の役員に係る報酬の方針の決定方法および方針の内容の概要

監査役の月額報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。なお、監査役の報酬等については、固定の月額報酬のみを支給しており、業績に連動する賞与、譲渡制限付株式報酬はございません。

#### (4) 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（社外取締役を除く。）に対して業績連動報酬として賞与を支給しております。

業績指標（KPI）は、営業利益および当期純利益とし、それらを選定した理由は取締役のモチベーションを引き上げ、積極的なコミットメントを促すために最も適しているからであります。

算定方法は、定量評価と個人評価を組み合わせ、以下の式により算定します。  

$$\text{個人別賞与額} = \text{標準支給額（役員ごとの月額報酬} \times \text{定量評価に基づく支給月数）} \\ \times \text{個人業績評価係数}$$

なお、当事業年度における営業利益は121億円、当期純利益は84億円となっております。

#### (5) 非金銭報酬等の内容

取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して非金銭報酬として譲渡制限付株式を支給しております。

譲渡制限付株式は、対象取締役に對し金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものとし、上記月額報酬および賞与とは別枠で支給します。

なお、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、当社と対象取締役間で締結する譲渡制限付株式報酬割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、支給した株式を無償で取得します。また、譲渡制限付株式報酬の交付状況はⅡ. 会社の株式に関する事項5. に記載のとおりであります。

#### (6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員園部俊行が、月額報酬については取締役会議長として、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については社長執行役員として、それぞれ取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その決定権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の役位および担当並びに個人別の業績を踏まえた賞与の配分、および譲渡制限付株式の付与数となっております。

取締役会議長または社長執行役員にこれらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、当該者が最も適しているからであります。なお、委任を受けた取締役会議長または社長執行役員は、その権限を適切に行使するため、「ガバナンス諮問委員会」（当事業年度は独立社外取締役である委員長1名、独立社外取締役1名、社長執行役員1名、計3名で構成）へ諮る、または同委員会に諮り定めた算出

方法や内規等に従い、個人別の報酬等の額を決定しております。

- (7) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会から委任を受けた取締役会議長または社長執行役員が、「ガバナンス諮問委員会」へ諮る、または同委員会に諮り定めた算出方法や内規等に従い個人別の報酬等の額を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

- (8) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬（月額報酬）の額は、2000年6月29日開催の第128期定時株主総会において報酬総額23百万円の範囲内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第148期定時株主総会において、株式報酬の支給限度について、金銭報酬債権総額年額75百万円、普通株式総数年50千株の範囲内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

当社の監査役の金銭報酬（月額報酬）の額は、2015年6月25日開催の第143期定時株主総会において報酬総額750万円の範囲内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

### 3. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	大井 篤	公益財団法人日本デザイン振興会 理事長
取締役	宮野谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 株式会社岩手銀行 社外取締役
監査役	田中 宏	きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	妙中 茂樹	妙中茂樹公認会計士事務所 所長 日本システム技術株式会社 社外監査役 株式会社電響社 社外監査役

- (注) 1. 当社と公益財団法人日本デザイン振興会、株式会社NTTデータ経営研究所、株式会社岩手銀行、きっかわ法律事務所、小泉産業株式会社、妙中茂樹公認会計士事務所、日本システム技術株式会社および株式会社電響社との間には、それぞれ特別な関係はありません。
2. 取締役 宮野谷 篤氏は、株式会社岩手銀行の社外取締役に2020年6月23日付で就任いたしました。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大井 篤	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催のガバナンス諮問委員会7回の全てに委員長として出席し、取締役の選任および報酬等について審議いたしました。これらの職務を通じ、国内外での行政および会社経営において培った深い知見を踏まえ、取締役の業務執行の監督等を行いました。
取締役	宮野谷 篤	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催のガバナンス諮問委員会7回の全てに委員として出席し、取締役の選任および報酬等について審議いたしました。これらの職務を通じ、中央銀行等において培った経済および金融等に係る深い知見を踏まえ、取締役の業務執行の監督等を行いました。
監査役	田中 宏	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行いました。
監査役	妙中 茂樹	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行いました。

## 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 大井 篤および宮野谷 篤ならびに監査役 田中 宏および妙中茂樹の4氏との間において、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、Daibiru CSB Co., Ltd.およびDaibiru Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。
- (2) 上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性および信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任もしくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行および執行役員、使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をすること」を「グループ行動規準」に掲げ、また、取締役、執行役員、使用

人の行動規範を「コンプライアンス規程」に定め、これらの遵守を図る。

- (2) コンプライアンスの基本方針の策定・実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止策および是正措置に関する審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告・相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備・運用する。
- (4) 取締役会は、「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (5) 取締役会は「経営会議」を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (6) 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (7) 内部監査部門として、他の部室から独立した「内部監査室」を設置する。

## 2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書規程」および「電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

## 3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、以下のリスク管理を行う。

- (1) 「経営会議」はリスク管理の統括組織として、リスク管理の体制の整備、方針および施策の策定ならびにこれらのモニタリングを行う。
- (2) 「経営会議」の事務局は個別リスクを所管する部室ならびに子会社のリスク管理状況を把握し、「経営会議」に報告する。
- (3) 個別リスクを所管する部室ならびに子会社は、それぞれが担当する業務に関するリスクの管理を行う。
- (4) リスクが顕在化し、不測の事態が発生した場合または発生が予測される場合、当該リスクを所管する部室または子会社を中心となり、損害・影響等を最小限にとどめるとともに、

原因を究明し、再発の防止に向けた体制を整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として「経営会議」においてあらかじめ審議する。また、取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を開催し、当社の中長期的な戦略につき議論する。
- (2) 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成される「経営会議」は、原則として、毎月3回開催する。また、「経営会議」の下部組織として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会で選任される執行役員は、「組織規程」に定める「業務分掌」「職務権限」ならびに「執行役員規程」に基づき、業務執行を行う。

#### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 「内部監査室」は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。被評価部室は、是正または改善の必要がある場合には、その対策を講じる。

#### 6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営理念として「グループメッセージ」を掲げ、子会社と共有するとともに、全ての子会社に適用する「グループ行動規準」を定め、これらを基礎として子会社で諸規程を定める。加えて、グループ経営およびグループのリスク管理を議論する「ダイビルグループ会議」を開催する。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、同部室長は「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の重要経営事項について、報告を求める。
- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の「コンプライアンス規程」に則り各子会社で定めた諸規程に従い、コンプライアンス事案について当社へ報告する。また、「グループコンプライアンス連絡会」を定期的で開催し、グループとしてコンプライアンスの徹底を図る。
- (4) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じ子会社の内部監査を行う。

(5) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役は、「内部監査室」所属の使用人に監査役監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 前項の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮を受けない。
- (3) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- (4) 監査役の職務を補助すべき専属の使用人を設置した場合は、同使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

**8. 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役会には監査役全員が、「経営会議」他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに、子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (4) 「内部監査室」は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (5) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

**9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項**

監査役が職務を執行する上で必要な費用については、予め会社に請求でき、緊急または臨時に支出した費用については事後会社に償還を請求できる。会社は監査役の請求に基づき、必要と認められた費用を負担する。

## Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### 1. コンプライアンスに関する取り組み

- (1) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する報告、相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備し、通報者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努め、その運用・通報状況について適切に取締役会に報告いたしました。
- (2) 内部監査室は、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を経営会議に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については改善を確認して、経営会議に報告いたしました。
- (3) 役職員向けに外部講師によるコンプライアンス研修（オンライン視聴・ビデオ配信を併用）を実施し、コンプライアンスの徹底を図りました。

### 2. 損失の危険の管理に関する取り組み

- (1) リスク管理規程に基づき、各部署ならびに子会社のリスク管理状況を確認するため、外部コンサルティング会社を交えリスクアセスメントを実施いたしました。また、リスク管理体制の見直しの必要性について検討いたしました。
- (2) リスクを含む事案については、起案部署、関係部署および審査担当部署において十分に検討のうえ意思決定機関に付議し、意思決定機関においても適切に当該リスクの把握、分析および評価を実施するとともに、管理体制のモニタリングを行いました。
- (3) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスクについては、安全・危機対策委員会を開催し、管理体制の充実ならびに徹底を図りました。また、新型コロナウイルス感染症については、安全・危機対策委員会に加えて新型コロナウイルス対策本部を設置し、必要な対策を検討・実施いたしました。

### 3. 取締役の職務執行および執行役員の業務執行の適正性ならびに効率性の確保に関する取り組み

- (1) 取締役会を10回開催し、法令または定款に定められた事項ならびに重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。
- (2) 取締役、監査役および執行役員が出席する経営ビジョン会議を3回開催し、当社の中長期的な課題について議論いたしました。
- (3) 経営会議を29回開催し、取締役会付議事項をあらかじめ審議するとともに、その他の業

務執行に関する事項を決裁し、執行役員が執行役員規程および組織規程に基づき執行するなど、効率性の確保を図りました。

#### 4. 企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み

- (1) グループ会社管理規程に基づき、子会社の重要な事項について報告を受けるとともに、必要に応じて管理担当部室が監督・指導を行いました。
- (2) 当社役員等が子会社取締役を兼務して、子会社の重要な会議に出席いたしました。
- (3) ダイビルグループ会議を1回開催し、グループ経営に関して議論いたしました。
- (4) グループコンプライアンス連絡会を2回開催し、コンプライアンス事案を共有するとともに、コンプライアンスの徹底を図りました。

#### 5. 監査役への報告および監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- (1) 監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項の決議、報告、協議を行いました。
- (2) 監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するとともに、会計監査人、取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けました。
- (3) 監査役は子会社の重要な会議に出席したほか、子会社の取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けるとともに子会社を往査するなどの方法により、子会社の業務の執行状況の把握に努めました。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	百万円	<b>負 債 の 部</b>	百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,844</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>27,625</b>
現金及び預金	18,752	1年内返済予定の長期借入金	15,718
営業未収金	1,257	未払法人税等	2,171
たな卸資産	82	未払消費税等	1,078
その他の	1,766	役員賞与引当金	67
貸倒引当金	△13	その他の	8,589
<b>固 定 資 産</b>	<b>372,083</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>198,956</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>329,394</b>	社 債	95,000
建物及び構築物	105,356	長期借入金	55,690
土地	191,623	受入敷金保証金	24,699
信託土地	31,231	繰延税金負債	8,925
建設仮勘定	575	再評価に係る繰延税金負債	13,439
その他の	606	役員退職慰労引当金	90
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>12,054</b>	退職給付に係る負債	876
のれん	1,653	その他の	235
その他の	10,400	<b>負 債 合 計</b>	<b>226,581</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,634</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	27,834	<b>株 主 資 本</b>	<b>141,937</b>
退職給付に係る資産	599	資 本 金	12,227
繰延税金資産	611	資 本 剰 余 金	13,850
その他の	1,605	利 益 剰 余 金	116,290
貸倒引当金	△15	自 己 株 式	△431
<b>資 産 合 計</b>	<b>393,928</b>	その他の包括利益累計額	23,429
		その他有価証券評価差額金	15,641
		繰延ヘッジ損益	12
		土地再評価差額金	6,779
		為替換算調整勘定	995
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,979</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>167,346</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>393,928</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営業収益		42,909
営業原価		26,643
営業総利益		16,266
販売費及び一般管理費		4,164
営業利益		12,101
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	647	
その他	125	840
営業外費用		
支払利息	1,116	
その他	153	1,269
経常利益		11,672
特別利益		
投資有価証券売却益	707	707
特別損失		
建替関連損失	114	
固定資産除却損	25	139
税金等調整前当期純利益		12,240
法人税、住民税及び事業税	3,899	
法人税等調整額	△201	3,698
当期純利益		8,542
非支配株主に帰属する当期純利益		104
親会社株主に帰属する当期純利益		8,437

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,852	百万円 112,239	百万円 △148	百万円 138,171
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,435		△2,435
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,437		8,437
自己株式の取得				△2,265	△2,265
自己株式の処分		1		27	29
自己株式の消却		△3	△1,950	1,954	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△2	4,051	△283	3,766
<b>2021年3月31日残高</b>	<b>12,227</b>	<b>13,850</b>	<b>116,290</b>	<b>△431</b>	<b>141,937</b>

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2020年4月1日残高	百万円 10,528	百万円 △500	百万円 6,779	百万円 973	百万円 17,780	百万円 1,874	百万円 157,827
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,435
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,437
自己株式の取得							△2,265
自己株式の処分							29
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,112	513	－	22	5,648	104	5,752
連結会計年度中の変動額合計	5,112	513	－	22	5,648	104	9,518
<b>2021年3月31日残高</b>	<b>15,641</b>	<b>12</b>	<b>6,779</b>	<b>995</b>	<b>23,429</b>	<b>1,979</b>	<b>167,346</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 15社

商船三井興産(株)、ダイビル・ファシリティ・マネジメント(株)、興産管理サービス(株)、興産管理サービス・西日本(株)、(株)丹新ビルサービス、西日本総合設備(株)、(株)ノワテック、Jentower Limited、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、White Lotus Properties Limited、Daibiru CSB Co., Ltd.、Daibiru Australia Pty Ltd、Margaret George Investment Custodian Pty Ltd、Margaret George Investment Trust、Yellow Lotus Properties Limited  
(株)ノワテックは、2020年8月の株式取得に伴い、連結子会社となりました。

Yellow Lotus Properties Limitedは、2021年3月の出資に伴い、連結子会社となりました。

#### (2) 非連結子会社はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社はありません。

#### (2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

関連会社 (株)アーバンサービス  
M&D SUN PTE. LTD.

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であり、(株)丹新ビルサービス、西日本総合設備(株)及び(株)ノワテックの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産	個別法
仕掛工事	個別法
商品	先入先出法
原材料及び貯蔵品	先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末現在の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約  
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年～20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は全額発生時の損益に計上することとしております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

1. 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 135,125百万円

3. 土地の再評価

連結計算書類作成会社において、「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 115,051,049株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	1,224	10.50	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日取締役会	普通株式	1,211	10.50	2020年9月30日	2020年12月4日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,318	11.50	2021年3月31日	2021年6月25日

## 6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、土地・建物等の取得、開発及び改修のための設備資金を、主に金融機関等からの長期借入や社債発行等により調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関等からの短期借入やコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

営業未収入金に係るテナントの信用リスクは、賃貸事業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期的な運転資金の調達を目的とし、長期借入金及び社債は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。一定割合の手元流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しており、一部の資金調達については、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施し、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしているほか、一部の外貨建予定取引については、為替予約を実施し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、借入金及び社債の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であり、内部規程に基づいて行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	18,752	18,752	—
(2) 営業未収入金	1,257		
貸倒引当金	△13		
	1,244	1,244	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	27,516	27,516	—
(4) 社債	(95,000)	(95,050)	50
(5) 長期借入金 (* 2)	(71,408)	(71,519)	110
(6) デリバティブ取引 (* 3)	(21)	(21)	—

(\* 1) 負債に計上されるものについては、( ) で表示しております。

(\* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(注2) 関連会社株式 (連結貸借対照表計上額9百万円)、非上場株式 (同308百万円)、並びに受入敷金保証金 (同24,699百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 現金及び預金」から「(6) デリバティブ取引」に含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内（東京都、大阪府、札幌市他）及び海外（ベトナム及び豪州）において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
337,057	585,892

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、以下によっております。

(1) 国内の不動産については、主要な物件は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額によっております。

その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,442円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 73円08銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>	百万円	<b>負債の部</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>12,922</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,523</b>
現金及び預金	12,546	1年内返済予定の長期借入金	15,710
営業未収金	306	未払金	1,251
たな卸資産	4	未払費用	600
前払費用	52	未払法人税等	1,879
その他	15	未払消費税等	897
貸倒引当金	△3	前受り金	2,077
		預り金	39
<b>固定資産</b>	<b>369,907</b>	役員賞与引当金	67
<b>有形固定資産</b>	<b>309,932</b>	<b>固定負債</b>	<b>197,365</b>
建物	96,447	社債	95,000
構築物	787	長期借入金	56,962
機械及び装置	214	受入敷金保証金	24,191
車両運搬具	10	繰延税金負債	7,179
工具、器具及び備品	126	繰延税金負債	13,439
土地	180,606	再評価に係る繰延税金負債	480
信託土地	31,231	退職給付引当金	112
建設仮勘定	507		
<b>無形固定資産</b>	<b>185</b>	<b>負債合計</b>	<b>219,889</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>59,788</b>	<b>純資産の部</b>	<b>140,508</b>
投資有価証券	27,820	株主資本	12,227
関係会社株式	30,246	資本剰余金	13,850
長期前払費用	790	資本準備金	13,850
前払年金費用	549	利益剰余金	114,861
敷金及び保証金	281	利益準備金	1,876
その他	114	その他利益剰余金	112,985
貸倒引当金	△14	特別償却準備金	1,230
		圧縮積立金	935
		別途積立金	96,187
		繰越利益剰余金	14,631
		<b>自己株式</b>	<b>△431</b>
		評価・換算差額等	22,432
		その他有価証券評価差額金	15,640
		繰延ヘッジ損益	12
		土地再評価差額金	6,779
<b>資産合計</b>	<b>382,830</b>	<b>純資産合計</b>	<b>162,940</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>382,830</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		31,069
営 業 原 価		18,139
営 業 総 利 益		12,930
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,140
営 業 利 益		10,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	1,697	
そ の 他	34	1,731
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	299	
社 債 利 息	820	
そ の 他	145	1,264
経 常 利 益		11,256
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	707	707
特 別 損 失		
建 替 関 連 損 失	114	
固 定 資 産 除 却 損	24	139
税 引 前 当 期 純 利 益		11,824
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,291	
法 人 税 等 調 整 額	43	3,334
当 期 純 利 益		8,490

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2020年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,850	百万円 2	百万円 13,852
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
自己株式の消却			△3	△3
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△2	△2
2021年3月31日残高	12,227	13,850	-	13,850

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
特 別 償 却 準 備 金		圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2020年4月1日残高	百万円 1,876	百万円 1,673	百万円 935	百万円 96,187	百万円 10,084	百万円 110,757	百万円 △148	百万円 136,689
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,435	△2,435		△2,435
当期純利益					8,490	8,490		8,490
自己株式の取得							△2,265	△2,265
自己株式の処分							27	29
自己株式の消却					△1,950	△1,950	1,954	-
特別償却準備金の積立		0			△0	-		-
特別償却準備金の取崩		△443			443	-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	△443	-	-	4,547	4,104	△283	3,818
2021年3月31日残高	1,876	1,230	935	96,187	14,631	114,861	△431	140,508

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	百万円 10,527	百万円 △500	百万円 6,779	百万円 16,806	百万円 153,496
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,435
当期純利益					8,490
自己株式の取得					△2,265
自己株式の処分					29
自己株式の消却					－
特別償却準備金の積立					－
特別償却準備金の取崩					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5,112	513	－	5,626	5,626
事業年度中の変動額合計	5,112	513	－	5,626	9,444
<b>2021年3月31日残高</b>	<b>15,640</b>	<b>12</b>	<b>6,779</b>	<b>22,432</b>	<b>162,940</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

先入先出法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引

- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用に伴う変更)

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはありません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 132,634百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	10百万円	長期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	218百万円	長期金銭債務	3,080百万円

(4) 土地の再評価

〔土地の再評価に関する法律〕に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

〔土地の再評価に関する法律施行令〕第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

## 5. 損益計算書に関する注記

- (1) 営業収益のうちには関係会社との取引高2,542百万円を含んでおります。
- (2) 営業原価及び一般管理費のうちには関係会社との取引高2,355百万円を含んでおります。
- (3) 営業取引以外の関係会社との取引高は1,062百万円であります。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数                      普通株式 397,284株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

減価償却費償却限度超過額	674百万円
退職給付引当金	147百万円
未払事業税	124百万円
投資有価証券等評価損	88百万円
その他の他	141百万円
繰延税金資産小計	1,175百万円
評価性引当額	△378百万円
繰延税金資産合計	796百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	6,853百万円
特別償却準備金	542百万円
固定資産圧縮積立金	412百万円
前払年金費用	168百万円
繰延税金負債合計	7,976百万円
繰延税金負債の純額	7,179百万円

上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債13,439百万円を固定負債に計上しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daibiru Australia Pty Ltd	所有 直接100.0 間接0.0	役員の兼任等	増資の引受 (注)	6,643	—	—

(注) Daibiru Australia Pty Ltdが行った増資を全額引き受けたものであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,421円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 73円54銭    |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

ダイビル株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイビル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

ダイビル株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 康仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 潔	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイビル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、当該事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、往査を控えた海外子会社は、その代替方法として、テレビ会議システムを使用して事業及び経営状況について報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

ダイビル株式会社 監査役会

常勤監査役 堀口 英夫 ㊟

社外監査役 田中 宏 ㊟

社外監査役 妙中 茂樹 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も一部ではあったものの、国内外で事業が概ね順調に推移したほか、諸費用の削減等もあり、従来予想を上回る親会社株主に帰属する当期純利益を確保いたしました。

当社は、健全な財務体質と将来の事業展開のために必要な内部留保を維持しながら、業績の推移および事業環境等を踏まえつつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。配当性向（連結）につきましては、30～35%を目安としております。

当期の期末配当につきましては、上記を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じま

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき11円50銭（前期に比べ1円増配）  
総額 1,318,518,298円  
（注）中間配当を含めた当期の年間配当は1株につき22円（前期に比べ1円増配）、配当性向（連結）は30.1%であります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月25日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	会社における現在の地位	
1	その べ とし ゆき 園 部 俊 行	代表取締役 社長執行役員	再任
2	まる やま たかし 丸 山 卓	専務執行役員	新任
3	おお た たけ ひこ 太 田 威 彦	取締役 常務執行役員	再任
4	たい なか ひで き 対 中 秀 樹	取締役 常務執行役員	再任
5	おお い あつし 大 井 篤	取締役	再任 社外 独立
6	みやの や あつし 宮野谷 篤	取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p>そのべとしゆき 園部俊行 (1957年5月21日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1981年 4月 ジャパンライン株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>2009年 6月 株式会社商船三井 油送船部長</p> <p>2011年 6月 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd.（現MOL (Asia Oceania) Pte.Ltd.）Managing Director (2016年3月まで)</p> <p>2012年 6月 株式会社商船三井 執行役員 東南アジア統括</p> <p>2015年 6月 同社 執行役員 アジア・中東・大洋州総代表</p> <p>2016年 4月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当/国内物流事業推進担当</p> <p>2016年 6月 当社 取締役</p> <p>2017年 3月 株式会社商船三井 常務執行役員 退任</p> <p>2017年 4月 当社 副社長執行役員 営業開発本部長</p> <p>2017年 6月 代表取締役 副社長執行役員 営業開発本部長</p> <p>2018年 4月 代表取締役 社長執行役員 現在に至る</p> <p>株式会社商船三井は、当社の親会社であります。 Mitsui O . S . K . Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd. (現 MOL(Asia Oceania) Pte.Ltd.)は、株式会社商船三井の子会社であります。</p> <p><b>【選任理由】</b> 現在、代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、国内外の会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	23,114株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	まる やま たかし 丸 山 卓 (1959年4月10日生) 新任	1983年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社 2010年 6月 株式会社商船三井 財務部長 2011年 6月 同社 執行役員 財務部長委嘱 2015年 6月 同社 常務執行役員 2017年 6月 同社 取締役 常務執行役員 2018年 4月 同社 取締役 専務執行役員 2020年 4月 同社 代表取締役 専務執行役員 2021年 3月 同社 代表取締役 専務執行役員 退任 2021年 4月 当社 専務執行役員 経営企画部担当、 海外事業部、不動産開発室、大阪営業部、 東京営業部管掌 現在に至る 株式会社商船三井は、当社の親会社であります。	0株
<b>【選任理由】</b> 会社経営、財務およびIR等に精通し、その豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たすと期待されるため、新たに取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">おお た たけ ひこ 太 田 威 彦 (1960年4月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1984年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>2008年 6月 株式会社商船三井 IR室長</p> <p>2013年 6月 同社 常勤監査役</p> <p>2017年 6月 同社 常勤監査役 退任</p> <p>当社 執行役員 経営・管理本部副本部長（経営戦略室担当）、広報室長 委嘱</p> <p>2019年 4月 常務執行役員 経営企画部、海外事業部担当、IR担当</p> <p>2019年 6月 取締役 常務執行役員 経営企画部、海外事業部担当、IR担当</p> <p>2021年 4月 取締役 常務執行役員 海外事業部、不動産開発室、営業企画部担当、経営企画部副担当 現在に至る</p> <p>株式会社商船三井は、当社の親会社であります。</p> <p><b>【選任理由】</b> 経営管理部門および海外事業部門における豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	7,508株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
4	たい なか ひで き <b>對 中 秀 樹</b> (1965年8月10日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年 4月 当社 入社 2016年 4月 建設・技術統括部長 2018年 4月 執行役員 建設・技術統括部担当役員補佐、 建設・技術統括部長 委嘱 2020年 4月 常務執行役員 建設・技術統括部担当、特命 事項（御堂筋ダイビル建替え、八重洲ダイビ ル建替え）担当 2020年 6月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担 当、特命事項（御堂筋ダイビル建替え、八重 洲ダイビル建替え）担当 現在に至る	13,741株
<b>【選任理由】</b> 当社および当社グループにおいて長年にわたり、建設技術部門およびビル管理事業に携わり、一級建築士として豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	おお い あつし 大 井 篤 (1949年1月14日生) 再任 社外 独立	1973年 4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 1999年 9月 同省 資源エネルギー庁 公益事業部長 2001年 8月 経済産業省 大臣官房審議官 2002年 7月 防衛庁(現 防衛省) 防衛参事官 2005年 8月 日本政策投資銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 理事 2007年 9月 同行 理事 退任 2007年 10月 三井物産株式会社 顧問 2008年 4月 同社 執行役員 豪州三井物産株式会社社長 2010年 4月 三井物産株式会社 常務執行役員 駐中国総代表 2014年 4月 同社 専務執行役員 関西支社長 2015年 4月 同社 顧問 2015年 6月 同社 顧問 退任 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長 現在に至る 2018年 6月 当社 社外取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長	0株
<p><b>【選任理由および期待される役割の概要】</b>                      国内外での行政および会社経営において培った深い知見を備えていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。取締役会およびガバナンス諮問委員会等で、その知見を踏まえ、取締役の業務執行の監督等を行うことが期待されます。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	みやのや 宮野谷 (1959年4月3日生) あつし 篤 [再任] [社外] [独立]	<p>1982年 4月 日本銀行 入行</p> <p>2010年 5月 同行 金融機構局長</p> <p>2013年 3月 同行 名古屋支店長</p> <p>2014年 5月 同行 理事・大阪支店長</p> <p>2017年 3月 同行 理事・金融機構局、発券局、情報サービス局担当</p> <p>2018年 5月 同行 理事 退任</p> <p>2018年 6月 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 現在に至る</p> <p>2019年 6月 当社 社外取締役 現在に至る</p> <p>2020年 6月 株式会社岩手銀行 社外取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長</p> <p>株式会社岩手銀行 社外取締役</p>	0株
	【選任理由および期待される役割の概要】	中央銀行等において培った経済および金融等に係る深い知見を備えていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。取締役会およびガバナンス諮問委員会等で、その知見を踏まえ、取締役の業務執行の監督等を行うことが期待されます。	

- (注) 1. 候補者 丸山 卓氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役を被保険者として締結しており、同契約を更新する予定であります。同契約は、業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより支払った損害賠償金および争訟費用を填補するものであります。各取締役候補者は、その選任が承認可決された場合、同契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 候補者 大井 篤氏および宮野谷 篤氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者 大井 篤氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において3年間であります。当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は独立役員としての届出を継続する予定であります。
6. 候補者 宮野谷 篤氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において2年間であります。当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は独立役員としての届出を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 田中 宏氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
にし で とも ゆき 西 出 智 幸 (1962年8月20日生) [新任] [社外] [独立]	1990年 4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所（現 きっかわ法律事務所）入所 2001年 1月 きっかわ法律事務所 パートナー 2006年 1月 同法律事務所 マネージングパートナー 現在に至る 2006年 5月 新コスモス電機株式会社 社外監査役 2006年 6月 同社 社外監査役 退任 2007年 6月 京阪神不動産株式会社（現 京阪神ビルディング株式会社）社外監査役 2019年 6月 京阪神ビルディング株式会社 社外監査役 退任 重要な兼職の状況 きっかわ法律事務所 マネージングパートナー	0株
<b>【選任理由】</b> 弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者 西出 智幸氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、監査役を被保険者として締結しており、同契約を更新する予定であります。同契約は、業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより支払った損害賠償金および争訟費用を填補するものであります。同氏は、その選任が承認可決された場合、同契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 同氏は社外監査役候補者であります。
5. 同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
もりもとひろし 森本宏 (1960年7月13日生)	1987年 4月 弁護士登録 北浜法律事務所（現 弁護士法人北浜法律事務所）入所 1992年 1月 同法律事務所 パートナー 1995年 6月 日本金銭機械株式会社 社外監査役 現在に至る 2006年 3月 株式会社千趣会 社外監査役 現在に至る 2008年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 2013年 7月 北浜法律事務所 グループCEO 2018年 11月 当社 社外監査役 2019年 6月 当社 社外監査役 退任 2021年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員CEO 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員CEO 日本金銭機械株式会社 社外監査役 株式会社千趣会 社外監査役	0株
<b>【選任理由】</b> 弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者 森本 宏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、監査役を被保険者として締結しており、同契約を更新する予定であります。同契約は、業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより支払った損害賠償金および争訟費用を填補するものであります。同氏が社外監査役に就任した場合、同契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
5. 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

## ご参考

## 社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社において、独立性を有する社外取締役および社外監査役とは、以下の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社または当社のグループ会社（連結対象子会社）の業務執行者である者、または過去において業務執行者であった者。
2. 当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有割合が10%以上となる株主）である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。
3. 当社またはグループ会社の主要な取引先である者、もしくは当社またはグループ会社を主要な取引先とする者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。なお、主要な取引先とは、当社またはグループ会社と取引があり、その直近の年間取引金額が双方いずれかにおいて連結総売上高の2%以上である者をいう。
4. 当社またはグループ会社の主要な借入先である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。なお、主要な借入先とは、当社またはグループ会社に借入があり、その直近の借入残高が、当社連結総資産の2%以上である者をいう。
5. 当社またはグループ会社の会計監査人またはその会計監査人の社員等である者、または過去3年間において当該社員等として当社またはグループ会社の監査業務に従事した者。
6. 当社またはグループ会社から役員報酬以外に、過去3年間平均で、年間1千万円を超える金銭もしくはその他の財産を得ている弁護士、司法書士、公認会計士、税理士もしくはその他のコンサルタント等である者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
7. 当社またはグループ会社から、過去3年間平均で、年間1千万円を超える寄附を受けている者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
8. 当社またはグループ会社から、取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者。
9. 当社の独立社外役員に最初に就任してから、8年間が経過した者。
10. 上記1.～8.に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族。

## 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役2名は含まない）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額67,500,000円を支給することといたしたいと存じます。

取締役に対する賞与支給総額は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に則って取締役の個人別の賞与額を定めるために必要かつ相当な内容であり、取締役会議長が、「ガバナンス諮問委員会」に諮り定めた算定式を用いて算出しており、報酬決定手続の客観性・透明性が確保されているため、相当であります。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

MEMO

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

